

#### (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

本町職員の給与は、人事院勧告<sup>注1</sup>を尊重した改定をすることにより、地方公務員法上の情勢適応の原則に則したものとなるような取り組みをしており、平成17年度のラスパイレス指数<sup>注2</sup>は、96.8(全地方公共団体平均：98.0、静岡県内市町村平均：96.5)となり前年比1.9ポイントの減となっています。

しかしながら、社会経済情勢の変化は厳しいものがあり、国においても成績率を盛り込んだ給与制度の改革を進めており、本町においても職員の職務・職責に応じた給与体系を維持しつつ、職員の士気を高める制度の構築に努めていきます。

また、定員管理を進める中で、質の高い住民サービスを「最少の経費で最大の効果」として提供できるよう、人材の育成にも努めていきます。

##### 注1) 人事院勧告

一般職の国家公務員と民間企業に勤める労働者の給与水準の格差をなくすため、人事院が双方の給与水準を比較検討し、給与の改定を内閣と国会に提出(勧告)するものです。

##### 注2) ラスパイレス指数

地方公務員と国家公務員の給与水準を比較するため、一般行政職について国家公務員の職員構成を基準として学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。

#### ア 給与の適正化

今後の公務員制度改革の動向に注視しながら、職員の意欲と能力を引き出し、職務能率を向上させていくため給与体系の見直しを行っていきます。

担当課	取組項目	内 容	実施年度
行政課	臨時職員賃金体系の見直し	臨時職員の賃金体系について、職種内容を考慮した中で公務員給与の動向に合わせた見直しを行う。	継続実施
行政課	旅費の見直し	旅費の運用方針の見直しを行い、日当の扱いを明確にしてきましたが、今後は日当の支給の有無を含めた検討を行う。	継続実施
行政課	給与等の状況の公表	長泉町人事行政の運営等の状況に関する条例(平成18年長泉町条例第5号)に基づき、職員の任用、給与、勤務時間、福利厚生事業等の人事行政運営等の状況を町広報紙及び町のホームページで毎年公表していく。	18年度
行政課	給与体系の見直し	年功的要素を抑制し、職務・職責を基本に勤務実績を的確に反映した給与構造への転換を図る。	18年度

担当課	取組項目	内 容	実施年度
行 政 課	退職時の特別昇給の廃止	職員の退職手当の適正化を図るため、退職時の給料1号特別昇給を廃止する。	18年度
行 政 課	能力主義、成果主義に基づいた給与制度の運用	平成12年度に施行された長泉町職員の人事考課に関する規程(平成12年長泉町訓令第1号)に基づき、考課結果を勤勉手当に反映させていますが、今後は昇給・昇格にも反映をさせていく。	19年度

## イ 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められる場合に、従事する職員に対しその特殊性に応じて支給するものです。

本町においては、次の表に示す特殊勤務手当がありましたが、業務内容の変化や民間委託による職務の軽減化が図られるなど制度創設当時と状況が変化していることを鑑み、給与上で特別な考慮を行う必要がないとの判断から、平成18年度に全部廃止します。

また、特殊勤務手当に関しては、町としての統一した見解であることから、企業職員(水道業務に従事する職員)に支給している特殊勤務手当についても同様に全部廃止します。

### 特殊勤務手当一覧 (平成18年3月末現在)

種 類	手 当 額		
町税事務に従事する職員	日当	1日につき	300円
	滞納整理	1件につき	30円
	強制処分	1件につき	500円
	摘発	1件につき	150円
伝染病防疫作業に従事する職員		1日につき	300円
		夜間	500円
福祉業務に従事する職員	月額		2,000円
国民健康保険又は介護保険事務に従事する職員	日当	1日につき	300円
	滞納整理	1件につき	30円
	強制処分	1件につき	500円
	摘発	1件につき	150円

種 類		手当額	
不快業務に従事する職員	行旅・病人及び変死体処理手当	1 件につき 夜間	5,000 円 8,000 円
	清掃作業手当	1 日につき ( 獣畜処理 1 件 )	500 円 400 円 )
	消毒作業手当	1 日につき	500 円
	塵芥焼却作業手当	塵芥焼却業務 1 日につき	400 円
		煙道等清掃業務 1 回につき	1,000 円
	火葬執行等業務手当	月額	12,000 円
	し尿浄化槽管理指導手当	日額	500 円
	家畜予防注射作業手当	日額	500 円
下水道管渠管理及び汚物処理作業手当	日額	500 円	
消防業務に従事する職員	夜間特殊勤務手当	1 夜につき	520 円
	救急業務手当	1 回につき	250 円
	救急救命処置手当	1 回につき	510 円
	救助隊員手当	月額	1,000 円
施設等に勤務する職員	施設勤務手当	1 日につき	2,000 円
	変則勤務手当	月額	3,000 円
道路作業等危険な業務に従事する職員	道路作業手当	日額	400 円
	野犬等捕獲作業手当	1 件につき	500 円
非常災害業務に従事する職員		1 日につき 夜間	500 円 700 円
用地交渉業務に従事する職員		1 日につき 夜間	500 円 700 円
町営住宅家賃整理に従事する職員		日当	1 日につき 300 円
		滞納整理	1 件につき 30 円
下水道事務に従事する職員		日当	1 日につき 300 円
		滞納整理	1 件につき 30 円
		強制処分	1 件につき 500 円
		摘発	1 件につき 150 円
水道業務に従事する職員	滞納整理手当	日当	1 日につき 300 円
			1 件につき 30 円
	緊急作業手当	午後 10 時まで	900 円
		深夜	1,500 円
	現場作業手当	1 日につき	400 円
処分手当	1 件につき	500 円	
不正行為摘発手当	1 件につき	150 円	

## ウ 福利厚生事業

職員の福利厚生制度は、職員の生活を充実させ、安心して公務に専念させることにより、勤務能率の向上を図ることを目的とする制度です。地方公務員法第42条において「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生事業に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」と定められているように、福利厚生事業は地方自治体の責務として位置づけられています。

しかし、一部の自治体で本来の趣旨を逸脱した運用が見受けられることから、公費負担率と職員負担率のバランスに配慮するとともに、町民の理解を得られるよう情報の公開にも努めていきます。

担当課	取組項目	内 容	実施年度
行政課	メンタルヘルスや健康管理の強化	職員共済組合で行う検診の結果からも多くの職員に疾病が見られ、最近ではストレスを起因とした「心の病」も増加傾向にあることから、町互助会、組合で実施する心身の健康管理事業を支援していく。	継続実施
行政課	職員互助会助成の適正化	町の福利厚生事業の実施主体となる職員互助会の活動費について、公私の負担割合を含めた見直しを行う。	18年度

## エ 職員の意識改革と人材育成

地方分権が推進され、国・県が市町村を指導する状況から対等な立場に代わり、それに伴い、市町村にも自己決定・自己責任による行政運営が求められてきました。

そこで、時代の変化を認識し、新たな発想の基で政策形成に取り組むことができる職員を育成していくことが必要となります。

担当課	取組項目	内 容	実施年度
行政課	研修制度の充実	職員一人ひとりの能力向上を図るため、行政研修等を計画的に実施するとともに、個々の職員のやる気を引き出すため通信教育研修を行う。	継続実施
行政課	人材育成基本方針 <sup>注</sup> の策定	人材育成を組織の責務として捉えていくため、人材育成の基本方針を定めていく。	17年度

注) 人材育成基本方針

地方自治体が社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的な対応ができるように体質を強化するため、職員の資質の向上を図ることを目的に自治省より平成9年に指針が示されており、この中で地方公共団体に対し人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定するよう要請しています。